

平成25年7月制定
平成28年11月一部改正
平成30年6月一部改正
令和4年2月一部改正
(公社)全日本トラック協会

公益社団法人全日本トラック協会青年部会規約

(名称)

第1条 本部会の名称は「公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」とする)青年部会」とする。

(事務局)

第2条 本部会の事務局は、全ト協内に置く。

2 事務局は経営改善事業部が担当する。

(部会の所属)

第3条 本部会は経営改善・情報化委員会の下に置く。

(目的)

第4条 本部会は、全ト協の中小企業経営改善対策事業の一環として、トラック運送業界の次代を担う青年経営者並びに事業後継者の育成を目的とした研修及び相互研鑽の機会や社会貢献活動等を通じ、トラック運送業界の発展に寄与することを主な目的とする。

(事業)

第5条 本部会は、第4条に定める目的を達成するため、青年経営者の研修を主とした次の事業を行う。

1. 全日本トラック協会青年部会・全国大会開催
2. 青年部会代表者協議会、正副部会長会議、その他
3. ブロック研修会に対する後援
4. 青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰事業
5. 経営改善・情報化委員会からの諮問に対する答申
6. 関係機関・行政機関、および他業界組織青年部との意見交換
7. 社会貢献活動
8. その他全ト協が必要と認めるもの

(構成)

第6条 本部会は、別表の組織図の通りブロックトラック協会、都道府県トラック協会の青年組織をもって構成する。

(役員)

第7条 本部会には以下の役員を置く。

部会長1名。副部会長8名。

2 役員は以下のブロックトラック協会青年組織代表者によって構成する。

- ① 北海道ブロック
- ② 東北ブロック
- ③ 関東ブロック
- ④ 北陸信越ブロック
- ⑤ 中部ブロック
- ⑥ 近畿ブロック
- ⑦ 中国ブロック
- ⑧ 四国ブロック
- ⑨ 九州ブロック

3 部会長は役員の間選により選任する。なお、部会長に事故等があった場合は、部会長代行を役員の間選により選任する。

4 役員の間任は1年とする。ただし再任は妨げない。

5 役員は年度開始日(4月1日)時点において、その年齢が50歳以下でなければならない。

(役員の間務)

第8条 部会長は、本部会を代表して部会活動を総括する。なお、部会活動執行にあたっては、必要に応じて全ト協会長および全ト協経営改善・情報化委員会委員長に報告を行うことができる。

(協議会・会議)

第9条 本部会には、協議会、正副部会長会議を設ける。なお、必要に応じて適宜下部組織を設けることができる。

2 会議は部会長が招集する。

3 協議会および正副部会長会議の間長は、部会長がこれにあたる。

4 会議は構成人員の2／3で成立し、議事は出席者の過半数をもって可決する。ただし、委任状の行使を認めるものとする。

(協議会)

第10条 青年部会協議会は年1回以上招集し次の事項を協議する。

- (1)事業計画に関すること
- (2)その他(正副部会長会議)

第11条 正副部会長会議は年間8回程度開催する。ただし部会長が開催を要すると認めた場合は、臨時に開催することができる。

(常任委員会への出席)

第12条 部会長は、経営改善・情報化委員会に委員として出席することができる。

(運営費)

第13条 本部会の運営費は全ト協交付金会計予算をもってこれに充てる。但し、特別に負担を要する会議費等の費用は部会員の負担とする。

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項が発生した場合は、正副部会長で協議のうえ決定処理し、必要に応じて経営改善・情報化委員会に報告することができる。

第15条 本規約は、協議会において出席会員の3分の2以上の賛成をもって変更することができる。

附則

本規約は、平成25年7月26日から実施する。

附則

本規約は、平成28年11月24日から実施する。

附則

本規約は、平成30年6月13日から実施する。

附則

本規約は、令和4年2月17日から実施する。

但し、第7条第5項については、各ブロック内における特別な理由があって、正副部会長が妥当と認めた場合は、令和5年3月31日までの間適用しないことができる。